

平成28年9月12日
株式会社 中国銀行

生命保険の代理店手数料の開示等について

当行では、平成28年10月より、お客さまにより適切に商品をお選びいただくため、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」をおこないます。

1. 保険代理店手数料の開示

当行が、保険会社から受領する生命保険（「特定保険契約」（1））の代理店手数料を保険会社各社の同意を前提として自主的に開示いたします。

なお、代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまに商品をお選びいただく際に、判断材料の一つとしていただくため開示することといたしました。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

保険会社各社と合意を得られた商品について、当行が受取る代理店手数料の受領方式を、契約時に一括して受領する方式から、「販売手数料」（2）と「継続手数料」（3）に分けて受領する方式に変更いたします。

当行では、資産運用などを目的とする金融商品の販売にあたり、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めておりますが、生命保険商品においても販売時だけでなく、契約後もアフターフォローをおこなっていく基本姿勢を反映させ、代理店手数料の受領方式を変更することといたしました。

（1）「特定保険契約」

変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険など、市場リスクを有する生命保険商品。

（2）「販売手数料」

販売時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料。

（3）「継続手数料」

アフターフォロー等の対価として、保険契約期間中の残高に応じて保険会社から定期的に受領する手数料。

以 上